

したる給付に代へ他の給付を爲し債権を消滅するを代物辨済と云ふのである斯の如く代物辨済は債権の目的以外の給付を爲して債権を消滅するものなれば嚴格の意味に於ては所謂辨済ではなくつて唯其效力が辨済と同一となるまでに過ぎないのである。

第九百九十一條 前條ニ掲ケタルモ  
ノ外債務者カ支  
拂停止後破産宣告  
前ニ財團ノ損害ニ  
於テ爲シタル總テ  
ノ支拂及ヒ權利行  
爲ハ相手方カ支拂  
停止ヲ知りタルト  
キニ限り財團ノ計  
算ノ爲メ之ニ對シ  
テ異議ヲ達フルコ  
トヲ得  
然レトモ手形ヲ支  
拂ヒタル場合ニ於  
テハ爲替手形ヲ振  
出シ又ハ振出サシ  
ムル際支拂停止ヲ  
知りタル振出人又  
ハ振出委託人ヨリ  
又約束手形ニ在テ  
ハ裏書讓渡ノ際支  
拂停止ヲ知りタル

第九百九十一條 前條に規定し掲げてあるもの、外に債務者が、支拂停止をなしたる後破産宣告のある前即ち支拂停止と破産宣告とは同時に爲すものにあらざれば其間に幾らかの日数を存すべきである其間に破産財團の損害に歸する様な總べての支拂及び權利行爲を爲した場合に其相手方が支拂停止を知りたるときに限り財團の計算の爲めに其相手方に對して異議を述べることが出来るのである。即ち支拂停止たることを知りて相手方となりたるものは已に異議あることを豫想して相手方と爲りたるものと見て差支ないのであるから、此の場合に限り財團の計算の爲めに其損害を防止するは當然のことである。  
然れども、手形を支拂ひたる場合であるとか、爲替手形を振出し、又は振出さしむる際に支拂停止であることを知りたる振出人又は振出委託人から又は約束手形に在つては裏書讓渡の際、支拂停止を知りたる第一の裏書讓渡人から其れ等の支拂金額を償還せなければならぬ、即ち債務者が支拂停止後、破産宣告前手形を支拂ひた

第一ノ裏書讓渡人  
ヨリ其支拂金額ヲ  
償還スルコトヲ要  
ス

第九百九十二條 有效ニ取得シタル  
抵當權其他合式ノ  
登記ニ因リテ法律  
上效力ヲ有ス可キ  
權利ハ支拂停止後  
ニ在テハ其取得ノ  
時ヨリ十五日ヲ過  
キサルトキニ限り  
破産宣告ノ日マテ  
登記ヲ爲スコトヲ  
得

第九百九十三條 破産宣告ノ時ニ破

る場合には前に述べたる如き振出の際或は裏書讓渡の際に支拂停止を知りたる者に對して支拂金額の償還を受けらるゝのである。  
權利行爲 とは人が自己に屬する權利を行使するの行爲を權利行爲と稱す、例へば所有權者の行使として其所有物を利用し處分するが如き、又は債權者が債權の行使として債務者に辨済を請求するが如きことである權利行爲の反對語は不法行爲である。

第九百九十二條 有效に取得したる抵當權其他合式の登記に因りて法律上效力を有すべき權利は、支拂停止後て有れば其取得の時から十五日を過ぎざる時に限り、其登記を破産宣告の日まで爲すことが出来るのである、全體は支拂停止後に於ては財團の損害となる支拂及び權利行爲は相手方が支拂停止を知りたる場合は異議を申立つることが出来るのであるが、併し前に述べたる様に有效の取得、合式の登記に因りて法律上效力を有する權利までも異議が同一の結果を生ずるに於ては却て世人をして不安心を惹起せしむる基となるから此の場合は假令支拂停止後ても權利行使を有效ならしめてある、併し之を無制限に許すも亦弊害の生ずる恐れあるので取得の時から十五日を過ぎざる場合に限るとの制限を爲したのである。

第九百九十三條 破産行爲は成るべく債權者により多くの満足を公平に與ふるに

產者及び其相手方ノ未タ履行セシ又ハ履行ヲ終ラサル雙務契約ハ孰レノ方ヨリモ無賠償ニテ比契約ヲ申入ルルコトヲ得  
貸借契約又ハ雇傭契約ニ在テハ解約申入ノ期間ニ付キ協議調ハサルトキハ法律上又ハ慣習上ノ豫告期間ヲ遵守ス可シ

第九百九十四條 契約者ノ一方ノ義務不履行ノ爲メ他

あるのであるから、其財團の損害となるべきことを防止する必要がある、それ故破産宣告の時に破産者とその相手方との間に未だ履行をせず、又假令一部の履行を爲すも未だ全く終らざる雙務契約があれば、其れは孰れからても無賠償にて其解約を申入ることが出来るのである。

貸借契約、又は雇傭契約であれば解約申入の期間に付き協議調はざるときは法律上又は慣習上の豫告期間を遵守すべきである、例へば、奉公人であれば、一週間前とか、一ヶ月前とかに解約を申入る等である。

雙務契約

とは一つの契約なる法律行為を或る觀察點から分類して片務契約、雙務契約の二種に區別したのである、雙務契約とは當事者雙方が債務を負担することを約する契約を云ふので、例へば買賣契約、交換契約の如きこれである。契約の雙務であるか片務であるかを決定するには須らく契約締結の當時に於て當事者雙方が義務を負担せるか否やの状態に於て區別すべきである後日變更したる状態によるべきでない故に一方のみが義務を負ひたるものなるときは假令他の一方が後日附屬したる或事實から義務を負ふに至りたればとて決して片務契約が變じて雙務契約となるべき者ではない、要するに契約成立と同時に其效力の生じたる際に於て雙方が義務を負担するか否かを觀別し義務を雙方に負擔したる場合を雙務契約と云ふのである。

第九百九十四條 破産財産なるものは破産者の財産に屬するとは雖も、併し其財産は已に制限を附せられ、勝手に處分し、利用することの出来ぬ財産となるのである

ノ一方ニ於テ契約ヲ解除スル權利ハ既ニ給付シタル物ヲ取戻ス權利ハ財團ニ對シテ之ヲ行フコトヲ得ス

第九百九十五條 相殺ノ權利アル債權者ハ期限ニ至ラサル債權又ハ金額未定ノ債權ト雖モ財團ニ對シテ其效用ヲ致サシムルコトヲ得  
債權カ支拂停止後ニ生シ又ハ取得シタルモノナルトキハ支拂停止ヲ知りタル場合ニ限り相殺ヲ許サス

るから之れを區別する爲めに財團なる名稱を付ける譯である、それ故、契約者の片方が義務不履行の爲め他の片方に於て契約を解除する權利とか、又は既に給付したる物を取戻す權利とかは、契約者相互の間に於ては有効に行はるのであるが已に破産財團となつた以上は破産者とは別の關係を有つのであるから其財團に對して右の解除權、取戻權等を行ふことは出来ぬのである。

第九百九十五條

破産者と破産財團とは別々の關係となるのであるが、相殺の權利ある債權者に對しては其期限に至らない債權者又は金額未定の債權であつても此の場合に限り財團に對して其效力を全ふせしむることが出来るのである。

債權が支拂停止後に生じたとか、又は取得したるものであるときには、支拂停止を知りたる債權者に限り右の相殺を許さぬのである。

相殺

とは二人互に債權を有する場合に其目的にして同種なるときは雙方より之を履行せずして同時に雙方の債權を消滅せしむる方法を云ふ、二個の債權が相對立する時は如何なる場合に於ても當事者間の合意を以て之を消滅せしめ得ることとは勿論なれども此の合意に依る外に法律に定めたる相殺の條件に従はなければならぬ、法律上相殺を爲すにつき必要なる條件としては(一)二人互に同種の目的を有する債務を負担することを要す。(二)雙方の債務が辨濟期にあることを要す。(三)雙方の債務が相殺を許すべき性質のものなるを要す。(四)當事者が反對の意思を表示せざりし事を要す相殺を許すは公益に關する

第九百九十六條 債務者が債権者に對し損害を加ふる目的を以て爲したる債権者たる債権者、相手方が其の事情を知りて居るときであらば其の日附の如何を問はずに對して異議を述べることが出来る。即ち債務者が債権者に對し支拂停止後、破産宣告前に故意に代物辨済を爲したとか、又は債務の支拂を爲したとかの場合には前に述べたる規定に依つて無効となるべき者なるにも拘らず爲したるを以て債権者は損害を蒙るべきであるが、併し相手方が其の事情を知つて居れば既に損害を蒙ることは豫期して爲したるものと看做しても差支なきものであるから其日附の如何を問はずに對して異議を述べることが出来るのである。

規定にあらず故に當事者の任意に依ること必要なる條件の一つなり。(五)相殺は以上の法律上の條件を具備したるとき當事者の一方が相手方に其意思を表示するに依りて效力を生ず、故に相手方の承諾を必要とするものでない。

第三章 別除權

第九百九十六條 債務者が債権者に對し損害を加ふる目的を以て爲したる債権者たる債権者、相手方が其の事情を知りて居るときであらば其の日附の如何を問はずに對して異議を述べることが出来る。即ち債務者が債権者に對し支拂停止後、破産宣告前に故意に代物辨済を爲したとか、又は債務の支拂を爲したとかの場合には前に述べたる規定に依つて無効となるべき者なるにも拘らず爲したるを以て債権者は損害を蒙るべきであるが、併し相手方が其の事情を知つて居れば既に損害を蒙ることは豫期して爲したるものと看做しても差支なきものであるから其日附の如何を問はずに對して異議を述べることが出来るのである。

第九百九十七條

有する者が一般の破産債権者より優先して該財産の買得金に就きて満足を享くる事を目的とする權利である。例へば質權、抵當權、特別の先取得權者が破産財團に屬する物の賣得金から優先して辨済を受くる權利の如きである、尤も一般の先取得權者は破産債権者と目的財産を同ふするのであるから優先辨済を受くる權利はあるが別除權は有せぬのである又留置權の如きは買得金の上に優先辨済を受くる權利がないから別除權もないのである。

第九百九十八條

第九百九十七條 債務者の有する動産又は不動産に對して、抵當權、質權其他の優先權を有する債権者は其破産財團から第一に辨済を受けなければ其の擔保として占有して居る動産物又は不動産の賣得金の中から買得費用、利息、及び元金の支拂を受ける爲めに別除の辨済を請求することが出来る、即ち他の債権者に優先し別途に支拂の請求することが出来る、若し其賣得金の剩餘があるときには買主は之を破産財團に拂込むのである。

第九百九十八條 これまでは普通の權利と優先權とが競合した場合の規定であつたが、茲には優先權が之に競合した時には如何にして權利實行の順序を定むべきか

第九百九十七條 債務者が債権者に對し損害を加ふる目的を以て爲したる債権者たる債権者、相手方が其の事情を知りて居るときであらば其の日附の如何を問はずに對して異議を述べることが出来る。即ち債務者が債権者に對し支拂停止後、破産宣告前に故意に代物辨済を爲したとか、又は債務の支拂を爲したとかの場合には前に述べたる規定に依つて無効となるべき者なるにも拘らず爲したるを以て債権者は損害を蒙るべきであるが、併し相手方が其の事情を知つて居れば既に損害を蒙ることは豫期して爲したるものと看做しても差支なきものであるから其日附の如何を問はずに對して異議を述べることが出来るのである。

ノ法律ニ依リテ定マル

の規定である、即ち優先権なり及び其順序は民法及び其他の特別の法律に依つて定まることと定めてある、民法では、質権、抵當權等に於て優先権を認めて居る、即ち權利者は其債權の擔保として債務者又は第三者から受取りたる物を占有し且其物に付き他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利を有す、而して其順序は動産に付ては占有を要件とするを以て現實の占有者が優先権者である又不動産に付ては登記の日附の前後によりて其權利實行の先後が定まるのである。

第九百九十九條 優先権ヲ有スル者其擔保物ノ賣拂代金ヨリ完全ナル辨償ヲ受ケサルトキハ其未済ノ債權ハ他ノ債權者ト平等ナル割合ヲ以テ財團ニ對シテ之ヲ主張スルコトヲ得

第一千條 債務者カ其支拂停止後ニ遺

第九百九十九條 優先権は一つの特權であるから他の債權者よりも先に辨濟を受くる權利があるのである、併し、其の特權は或る一定した擔保物に就てのみであつて債務者の財産の全體に付て斯る特權のあるべきではない。それ故、優先権を有する者が其擔保物の賣拂代金が債權額より少額であるが爲めに完全の辨濟を受くることが出来ない時は其の未済の債權に付ては最早優先権はないのであるから其部分は一一般の他の債權者と平等の割合を以て破産財團に對して其の辨濟を請求することが出来るのである。

第一千條 債務者が債務支拂の停止を爲したる後は、假令債務者の財産にても勝手

産ヲ取得シタルトキハ遺産債權者及ヒ受遺者ハ遺産トシテ仍ホ存在スル遺産物ヨリ又ハ未タ債務者ニ支拂ハレサル遺産ニ屬スル金銭ヨリ別除ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得

に處分することは出来ぬのである、それ故支拂に於ても又權利の取得に就ても破産財團として債務者の自由處分は許さぬのが本則であるが、債務者が遺産を取得したる場合は例外として次の様な取扱をなすのである。即ち債務者が其支拂停止後に遺産相續に依りて財産を取得したるときは其の遺産に對しての債權者、及び遺産の分與を受けたる者も共に一般債權者として破産の分配に加はらしむるのは其性質上不公平であると云ふので此の場合に限り其遺産として仍ほ現在に存して居る遺産物から又は未だ債務者に支拂はれて居らざる遺産に屬する金銭から別除して辨償を受けることの請求が出来るのである。

第一千條 破産者の財産であつても民事訴訟法の規定に依り、強制執行の爲めに差押ふることの出来ざるものは、矢張破産財團にも加入することは出来ないのである。

尤も債權者に優先権の屬するものに付ては第九百九十七條の規定、即ち、債務者の動産又は不動産に對して抵當權、質權其他の優先権を有する債權者は財團から先づ辨償を受けなければ其擔保物の賣拂代金から費用利息及び元金の支拂を受ける爲め

第一千條 破産者ノ財産ニシテ民事訴訟法ニ從ヒ強制執行ノ爲メ差押フルコトヲ得サルモノハ之ヲ財團ニ加フルコトヲ得ス但債權者ニ優先権ノ屬スルモノニ付テハ第九百九十七條ノ規定ニ從フ

に一般の債権者からは特別にして別途の辨償を請求することが出来るのであるからこの規定に依るべきである民事訴訟法中強制執行の爲めに差押ふことを得ざる財産は次の如し。

(民事訴訟法第五百七十條 左に掲ぐる物は之を差押ふことを得ず)

- 第一、衣服、寢具、家具、及び厨具但し此物が債務者及び其家族の爲めに缺く可からざるときに限る。
- 第二、債務者及び其家族に必要な一ヶ月間の食料及び薪炭。
- 第三、技術者、職工、労働者及び程婆に在ては其營業上缺く可からざる物。
- 第四、農業者に在ては其農業上缺く可からざる農具、家畜、肥料、及び次の收穫まで農業を執行する爲め缺く可からざる農産物。
- 第五、文武の官吏、神職、僧侶、公立私立の教育場教師、辯護士、公證人及び醫師に在ては其職業を執行する爲めに缺く可からざる物、並に身分相當の衣服。
- 第六、文武の官吏、神職、僧侶及び公立私立の教育場に在ては次に掲げる債権は之を差押ふことを得ず、(一)法律上の養料、(二)債務者が義捐建設所より又は第三者の慈善に因り受くる繼續の収入、但し債務者及び其家族の生活の爲め必要なるものに限る、(三)下士、兵卒の給料並に恩給及び其遺族の扶助料、(四)出陣の軍隊又は役務に屬したる軍艦の乗組員に屬する軍人、軍屬の職務上の収入、(五)文武の官吏、神職、僧侶及び公立の教育場教師の職務上の収入、恩給及び其遺族の扶助料、(六)職工、労働者、又は雇人が其勞力又は役務の爲めに受くる報酬。
- 以上の収入又は恩給の差押を受けざる金額但し差押より次期の俸給又は恩給の支拂までの日數に應じて之を計算す。
- 第七、藥舖に在ては調藥を爲す爲め缺くべからざる器具及び藥品。

- 第八、勳章及び名譽の證據。
- 第九、實印其他職業に必要な印。
- 第十、神體、掛像其他禮拜の用に供する物。
- 第十一、系譜。
- 第十二、債務者又は其家族の未だ公にせざる發明に關する物及び債務者又は其家族の未だ公にせざる著述の稿本。
- 第十三、債務者及び其家族が學校に於て使用に供する書籍。

### 第四章 保全處分

保全處分とは、裁判所又は其他の官廳が特定の財産を保全する爲めに行ふ處分を云ふ、即ち、保全處分は破産者の財産の隠匿若しくは轉送等を防止する爲めに裁判所が行ふ處のものである、蓋し破産の場合には破産者が不正の手段を弄して其財産の隠匿轉送等を企て以て破産の結果を免かれんとすることなきを保せぬから茲を以て法律は特別の規定を設け、遺般の弊害を防遏するものにして此規定に基き裁判所が保全處分の方法として行ふ處のものは、即ち動産の封印及び占有、破産者の看守並に引致、及び送達物の差押等之である。

第一千二條 裁判所ハ破産宣告と同時に債務者ノ財産ノ封印ヲ命ス(二十年法律第九號ヲ以テ改正)  
會社ニ在テハ連帶無限ノ責任ヲ負ヘル社員ノ財産ニ對シテ右ノ處分ヲ行フ

第一千三條 破産者カ逃走シ若クハ其財産ヲ隠匿スルノ虞アリト認めルトキハ裁判所ハ其監守ヲ命スルコトヲ得(二十年法律第九號ヲ以テ改正)

第一千二條 裁判所は破産宣告と同時に債務者の財産に封印を命すべきものである。

會社破産の場合には連帶無限の責任を負へる總社員の財産に對しても亦同一の處分を行ふものである、然れども民事訴訟法上強制執行のため差押ふることの出來ざるものは固よりこれを破産財團に加ふることは前已に述べたる通りである。それ故此種の動産及び腐敗若くは價額低落等の虞ありて即時に換價すべき必要のある物又は封印のため繼續利用を妨げらるゝ物の如きは之に封印を施さざる事を得べきも此等の物は直ちに破産管財人に於て之を財産目録に載せ且つ之を占有せなければならぬ。

第一千三條 裁判所は破産者が逃走し、若くは其財産の隠匿する虞のあると認むるときには其監守を命することが出来る。又會社であつて業務擔當の任務を負へる社員又は取締役に對して右の處分を行ふことが出来る裁判所は破産者に對し監守を命じたるときは其命令書を檢事に送致し、檢事は其破産者の住所を管轄する警察署に命じて其處分を行はしむるものである、而して破産者にして監守を命ぜられたると

會社ニ在テハ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役ニ對シテ右ノ處分ヲ行フ破産者ハ裁判所ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其住地ヲ離ルルコトヲ得ス又裁判所ハ何時ニテモ破産者ノ引致ヲ命スルコトヲ得

第一千四條 管財人カ破産者ノ財産ヲ財産目録ニ載セ且之ヲ占有シタルトキ又ハ監守ノ事由ハ裁判所ハ其決定ヲ以テ破産者ヲ釋放ス可シ然レトモ破産者ヲシテ裁判所又ハ管財人ノ呼出ニ應シ何時ニテモ出頭ス可キ爲メノ擔保ヲ供スル義務ヲ負ハシムルコ

きは裁判所の許可を受けなければ其住所を離るゝことは出來ないのである、又裁判所は必要であると思ふ場合には何時でも破産者の引致を命令することが出来る、裁判所が破産者に對し此等の處分をなすのは其財産を保全せんが爲め已むを得ざる場合であるから、管財人が破産者の財産を財産目録に載せ且つ之を占有したるときか又は監守の事由最早存在せざる時となれば其上引續きて破産者の自由を拘束する必要がないから釋放す。

第一千四條 裁判所が破産者に對して種々の處分を命じて爲さしむるのには要するに其財産保全上已むを得ざるより命令するのであるから、管財人が破産者の財産を取調べて之を財産目録に載せ且つそれ等の財産をそれ／＼管財人の實力範圍内に收取するとか、又は假令之れなくとも破産者が極正直の者にて少しも不正の處爲を爲さぬ故監守する事由がないと云ふ様な場合には裁判所は直様決定を以て破産者を釋放せなければならぬ、然れども元來破産事件に就ては破産者は最も重要な關係者であるから其在不在は事件の進行上大に便不便を來すのである、それ故、裁判所はそれ等の必要上から破産者をして裁判所又は管財人の呼出に應じ何時にても出頭すべ

トヲ得(同上)  
取上ケタル擔保ハ  
之ヲ財團ニ歸セシ  
ム

第五條 管財人  
カ債務者ノ財産ヲ  
財産目録ニ載セ且  
之ヲ占有シタルト  
キハ直チニ其封印  
ヲ解ク可シ

第一千條ニ依リ財  
團ニ加フルコトヲ  
得サル物及ヒ財團  
ノ爲メニスル即時  
ノ換價又ハ繼續利  
用ヲ封印ノ爲メ妨  
ケラルル物ニハ封  
印ヲ爲ササルコト  
ヲ得此等ノ物ハ直  
チニ財産目録ニ載  
セ管財人之ヲ占有  
スルコトヲ要ス  
債務者ノ商業帳簿

きたために擔保を提供せしめる義務を負はしむることが出来るとの規定をなしてあ  
る。  
若し又右の規定に違反して提供したる擔保を取上げられる時には其擔保は破産財産  
に編み入れるのである。

第五條 管財人が債務者の財産を財産目録に記載し且つそれ等の物をそれ  
ぞれ占有したるときは直ちに其封印を解くのである民事訴訟法中強制執行の出来ざ  
る物は財團に加ふることが出来ぬ、且つ又廢敗若くは價額低落等の虞ありて即時に  
換價すべき必要なる物、例へば雛人形等の如き際物、又は繼續利用を封印の爲め妨  
げらるゝ物、例へば乗馬の如きものは封印を爲さなくてもよい、併し之等の物は直  
ちに財産目録に記載せ管財人が之を實力範圍内に置く義務がある、即ち管財人が之を  
占有することを要するのである。

次に債務者の商業帳簿は敢て破産財團の増減に何等影響を來すべきものではないけ  
れども財産の保全に付ては最も必要なるものであるから、即時之を管財人に交付し  
且つ其帳簿の現状は破産主任官が之を認證せなければならぬ。

ハ即時之ヲ管財人  
ニ交付シ且其帳簿  
ノ現状ハ破産主任  
官之ヲ認證ス  
特ニ高價ナル物ハ  
即時之ヲ管財人ニ  
交付シ又ハ一時之  
ヲ裁判所ニ引取ル  
コトヲ得

第十六條 破産者  
ニ對シテ債務ヲ負  
ヒ又ハ財團ニ屬ス  
ル物ヲ占有スル者  
ハ其支拂又ハ交付  
ヲ管財人ニノミ爲  
ス可キコトヲ拂渡  
差押ノ命令ヲ以テ  
催告セラレタルモ  
ノトス  
別除權ヲ行ハント  
欲スル者ハ其行ヲ  
管財人ニ申出ツ可  
シ若シ管財人ヨリ  
其物ノ評價ヲ爲サ  
ンコトヲ求ムルト  
キハ之ヲ承諾スル

其財産中でも特に高價なる物は即時之を管財人に交付し又は一時之を裁判所に引取  
ることが出来る。

破産主任官 是裁判所が判事の中から選定するものであつて破産手續の指揮監督を爲すべき機關である。  
破産主任官の職務は破産手續の指揮監督にあり且つ破産者及び其家族に財團より給與の扶助料を與ふる  
ことを得べく又破産管財人に報酬を與へ破産者其家族の取調等を爲すことを得、破産主任官の命令には、  
假執行行為を爲すことが出来、又其命令に對しては破産裁判所に即時抗告を爲すことが出来る。

第十六條 破産者に對して債務を負ひたる者又は破産財團に屬して居る物を占有  
する者ある場合に於て此等の債權なり及び占有物に對する保全處分如何と云ふに破  
産決定の際に裁判所がなしたる拂渡差押の命令は同時に此等の債務者及び占有者  
に對しても其支拂又は占有物の交付を管財人にのみ爲すべきことを催告せられたる  
ものと看做さるるが故に特に此等の者に對し、一々其の催告をなす必要はないので  
ある。

別除權を行はんと欲する者は其旨を管財人に申出づべきである、若し管財人から其  
物の評價を爲さんことを請求したるときは之に對して拒否することは出来ぬ直ちに  
承諾を爲すべき義務があるのである。

コトヲ要ス  
債務者ニ宛テタル  
電信、書狀其他ノ  
送達物ハ之ヲ管財  
人ニ交付ス可シ其  
管財人ハ開封ノ權  
ヲ有ス然レトモ其  
旨趣カ財團ニ關係  
ナキトキハ管財人  
ヨリ債権者ニ引渡  
スコトヲ要ス  
破産裁判所ハ此カ  
爲メ郵便局、電信  
局其他ノ運送取扱  
所ニ必要ナル命令  
ヲ發ス可シ

第七條 破産主  
任官ハ破産者及ヒ  
其家族ニ財團ヨリ  
給養ノ扶助料ヲ與  
フルコトヲ得

又破産者に宛てたる電報、書狀其他の送達物は之を管財人に交附し、且つ其管財人は開封の權を有し、裁判所は、これが爲めに郵便局、電信局其他の運送取扱所に必要なる命令を致すべきものと定めてある、蓋し電信書狀等は破産者が第三者と共に謀して其財産の隠匿等に就き往々秘密の交信をなすことがあるからして此等の奸策を防止するためには管財人に於て之を領收し、其開封をなして之を檢する必要がある其他の送達物は時に破産財團に之を加入することを得べき物體なきにしもあらざるを以て管財人をして之を領收し、開封して其如何を檢せしむるは保全處分の上必要のことと云はざるべからずである、然れども這般の送達物にして破産財團に何等の關係を有せざるものは固より保全處分に必要がなき故管財人はこれを破産者に引渡さなければならぬのは勿論である。

第七條 破産者は前數ヶ條に規定される如く破産の宣告あると同時に、直ちに其一切の財産に對して保全處分を執行せらるゝものであるからして、假令一物たりとも之れを自由に處分することは出來ぬ、従ふて之れが爲めに全く其生計の途を杜絶せらるゝ場合なしとも限らないから、それ故に斯る場合には破産主任官は破産者

なり及其家族の者に對し、破産財團から給養として相當の扶助料を與ふることが出来ることに規定されて居る、これ又正當且つ公平の規定である。

### 第五章 財團の管理及び換價

財團とは、破産債権者の平等分配の目的となる財産であつて、破産手續の終結に至る迄は破産者に屬し、且つ強制執行の目的たることを得らるゝ財産を云ふのである。

斯る性質の財産であるから破産者自から之を處分し、利用することを許さぬのである、従ふて之に對し管理を必要とす。

管理とは其意義甚だ漠然たり或は財産の本質を變ぜずして之を維持保護するの行爲を爲すことを謂ひ、或は之等の行爲の外收益を爲すことをも包含することあり、或は非常に廣く解して單に處分と云ふと同じく所有者が其所有物の上に爲し得る一切の行爲を總稱することもあるが要するに管理なる語の意義は法律の各條に就きて確定せざるべからざるものであるが最も多くの場合は處分行爲に



第一千八百條 各裁判所管轄區ニハ職務上義務ヲ負フ可キ破産管財人ノ名簿ヲ備置キ破産裁判所ハ各箇ノ場合ニ於テ其名簿中ヨリ管財人ヲ選定ス

對して保存行為及び利用行為を包含するの意義となるものが多いのである。保存行為とは將に倒れんとする家屋を修繕するとか、債権が時効に罹りて消滅せんとするを中斷するが如きを云ふのである。利用行為とは物又は権利の本質を變ぜざる範圍内に於て夫れ等の使用、收益を爲す行為を謂ふのである。

第一千八百條 各裁判所管轄區には職務上から義務を負ふべき破産管財人の名簿を備置きて破産裁判所は各箇の場合に於て其名簿中から管財人を選定するのである。管財人とは民法の所謂財産の管理人と同意義に用ふることにあれども茲には破産管財人を指すのである、破産管財人とは破産裁判所が上に述べたる手續きに依りて選定したる者にして破産主任官の指揮及び監督を受け、破産財團の管理、換價及び配當に従事する公の機關なり、元來破産者は破産宣告に依りて當然破産財團に屬すべき財産の管理及び處分權を喪失するものにして此場合に於て破産財團の管理は債権者をして管理せしむべきを至當とするに似たりと雖も破産宣告の當時に於ては事實上全部の債権者を知ること困難なるが故に、全部債権者の管理を認むべからず茲に於て破産手續上の執行機關として破産管財人なる制度を認めたるのである。

第一千九條 管財人ノ勤勞ニ對スル報酬ハ財團ヨリ第一ニ之ヲ支拂ヒ其額ハ破産裁判所之ヲ定ム

第一千九條 管財人の勤勞に對する報酬は破産財産より第一に之を支拂ひ得るのである而して其額は破産裁判所が之を定むるのである。

抑も報酬なるものは一つの勞に報ゆるの手當にして彼の俸給の如く初めより確定すべきものにあらず、即ち或る勞務を爲すことが一つの義務なるに對し其義務を盡す上に其の勞務を報ゆるの精神よる起るものなれば、義務を盡すは報酬の如何によるべきものにあらず、義務なるが故に義務を履行するなり、然れども義務にも種々ありて契約によりて生ずる義務と、或る身分より生ずる義務とあり、身分より生ずる義務は合意上の義務にあらざるが故に之に對しては勞を報ゆるの報酬を與ふること又相手方の義務なり。

第一千十條 裁判所は何時でも管財人を易へ又は他の管財人を加ふることが出来る。

第一千十條 管財人は其行為に付ては代理人と同一の責任を負ふ若し管財人二人以上あるときは共同に非ざれば行為を爲すことを得ず、但し破産主任官が或る行為に付き各箇に特別の委任を與へたるときは此限にあらざす。

第一千十二條 管財人は破産宣告後即時に財團を占有し且其管理及び換價に着手せ

第一千十條 裁判所ハ何時ニモ管財人ヲ易ヘ又ハ他ノ管財人ヲ加フルコトヲ得  
第一千十一條 管財人ハ其行為ニ付テハ代理人ト同一ノ責任ヲ負フ若シ管財人二人以上有ルニハ共同ニ非ザルニシテ特別ノ委任ヲ與ヘタルトキハ此限ニ在ラス  
第一千十二條 管財人ハ破産宣告後即時

時ニ財團ヲ占有シ且其管理及交換價ニ著手スルコトヲ要ス  
 管財人ハ其職務ノ爲メ破産者ノ補助ヲ求ムルコトヲ得  
 破産主任官ハ此カヲ與フルコトヲ得  
 第千十三條 管財人ハ破産主任官ノ指揮ヲ受ケ其指  
 揮ニ從フ義務アリ  
 又ハ決斷ヲ對シテ異議ヲ述フル者アリ  
 官命令ヲ以テ之ヲ決ス此命令ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第千十四條 財産目録ハ裁判所職員又ハ其地務警察官吏

なければならぬ。  
 管財人は其職務の爲め破産者の補助を求むることを得、破産主任官は此が爲め破産者に報酬を與ふることが出来る。

第千十三條 管財人は破産主任官の監督を受け且其指揮に従ふ義務がある若し管財人の行為又は決斷に對して異議を述ぶる者があるときには破産主任官命令を以て之を決するのである、此命令に對しては破産裁判所に即時抗告を爲すことが出来る。

破産管財人 破産裁判所の選定に依り破産主任官の指揮監督の下に破産財團の管理、換價配當をなす公の機關を破産管財人と云ふ、それ故破産管財人は公の機關であつて決して債權者又は破産者の代理人ではない、又破産財團の代表者でもない、然れども官吏と云ふことは出来ぬ、何んとなれば官吏は任命なる公法上の手續により採用せらるゝも、管財人は裁判所の選任に因るものである、破産裁判所は破産の宣告ある毎に其作成しある司法大臣の任命に係る、破産管財人名簿中から之を選任するものにして、事件の模様により一人又は數人を選定することを得、且つ管財人は報酬を受くるものにしてそれは財團より第一に之を支拂ひ、其額は破産裁判所之を定むるものとす、裁判所は何時にても管財人を易へ、他の管財人を加ふる事を得べし、又管財人は其行為に就きては代理人と同一の責任を負ふものにして若し管財人二人以上ある時は共同でなければ行為を爲すことを得ざるものとす、但し破産主任官が或る行為に就き各箇に特別の委任を與へたる時は否らざるは素よりである。

第千十四條 財産目録は裁判所職員又は其他警察官吏の立會つた上で管財人が之を作るのである、若し必要あるときには破産者をも立會はさしむるのである。

ノ立會ヲ以テ管財人之ヲ作リ若シ必要アルトキハ破産者ヲモ立會ハシム  
 破産者ニ屬スル總テノ財産ハ財團ニ組入ル可カラサルモノト雖モ其價額ヲ明示シテ之ヲ財産目録ニ記入スルコトヲ要ス必要ナル場合ニ在テハ其價額ハ鑑定人ヲシテ之ヲ鑑定セシム  
 財産目録及ヒ之ニ關スル調書ノ認證アル際本ハ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ  
 檢事ハ其見込ニ依リ職權ヲ以テ財産目録ノ作成ニ立會フコトヲ得

第千十五條 破産者ニ屬セサル財産ヲ財團ヨリ取戻ス

破産者に屬する財産は總べてを擧げて其の價額を明に示して之を財産目録には記入するのである、例令、前に述べた如く民事訴訟法中強制執行を爲すことを許さぬ財産は破産財團に組入るゝことは出来ないけれども、矢張價額は明記して財産目録には記入せなければならぬ、又必要ある場合に在つては其價額は鑑定人に附して之を明確に鑑定せしむるのである。

財産目録及び之に關する調査の認證ある謄本を作り之を公衆の展閱に供するが爲めに裁判所にそれを備へ置くのである。

尙又檢事は其財産目録調製の不正であるとの見込があれば職權を以て其財産目録の作成を爲す際に立會ふことが出来るのである。

裁判所職員 とは判事、檢事及び裁判所書記等を謂ふのである。  
 鑑定人 とは特別の知識により現在の事實の判斷を爲すことを云ふ、従ふて過去の事實に就きて判斷を爲す者は鑑定にあらずして一ツの證人なり、故に、鑑定人とは或る特別の知識によつて現在の事實を判斷せしむる爲めに選定したる者を謂ふ。

第千十五條 破産者に屬せざる財産、例へば偶然破産者が他人の財産を賃借せし折とか或は預り居たる際とか又は家族の所有財産である等の財産を破産財團に組入

コトニ係ル争訟ハ  
破産裁判所之ヲ裁  
判シ不動産ニ付テ  
ハ其所在地ヲ管轄  
スル裁判所之ヲ裁  
判ス

第千十六條 管財  
人ハ被産主任官ノ  
定メタル三十日以  
内ノ期間ニ於テ破  
産者ノ財産ノ調査  
及ヒ貸借對照表  
ヲ調査シ若シ破  
産者ヨリ之ヲ差出  
サリシトキハ自ら  
貸借對照表ヲ作り  
且其報告書ニ貸借  
對照表ヲ添ヘテ破  
産主任官ニ提出ス  
可シ

報告書及ヒ貸借對  
照表ノ認證アル際  
本ハ公衆ノ展閱ニ  
供スル爲メ裁判所  
ニ之ヲ備フ

報告書及ヒ貸借對  
照表ハ之ヲ檢事ニ  
送達スルコトヲ要  
ス

第千十七條 貸方  
ノ借方ニ超ユルコ  
ト判然ナルトキハ  
ハ協約ノ項ハ裁判  
セラルル間ハ裁判

れられたる爲め之を其財團から取戻すことに係る争訟は破産裁判所が之を裁判する  
のである、尤もそれが不動産の場合であれば其不動産の所在する地を管轄する普通  
の裁判所が之を裁判するのである。

第千十六條 管財人は破産主任官の定めたる三十日以内の期間に、破産者から差  
出したる届書、及び貸借對照表を調査し、若し又破産者から之を差出さざりしとき  
には自から貸借對照表を作り、且つ其報告書に貸借對照表を添附して破産主任官に  
提出すべきである。

報告書、及び貸借對照表の認證ある謄本は公衆の展閱に供する爲めに裁判所に之を  
備へ置くのである。

今一通、報告書、及び貸借對照表を作り之を檢事に送致せなければならぬ。

第千十七條 貸方の借方に超ゆることが判然であるときか、又は協約の豫  
期せらるゝ間は裁判所は破産主任官の申立に因り、且つは管財人の意見を聽きたる  
後管財人からして破産者の營業を續行せしむる決定を爲すことが出来るのである。  
管財人が營業を續行する場合に在ては財産に屬する物を通常の營業外にて賣却せん

所ハ破産主任官ノ  
申立ニ因リ且管財  
人ノ意見ヲ聽キテ  
破産者ノ營業ヲ續  
行セシムル決定ヲ  
爲スコトヲ得

管財人營業ヲ續行  
スル場合ニ在テ財  
團ニ屬スル物ヲ通  
常ノ營業外ニテ賣  
却セントスルニハ  
破産主任官ノ認可  
ヲ受ケ且豫メ破産  
者ノ意見ヲ聽クコ  
トヲ要ス

とするには破産主任官の認可を受け且豫め破産者の意見を聽かなければならぬ。  
協約契約 とは一つの強制和議である即ち一般の配當に因る破産終結の場合には總べての破産財團を換價  
し金銭として各債権者に配當すべきであるが強制和議即ち協約契約に於ては破産財團を換價せずして破  
産手續を終結せしむるものである。全體配當に因る破産終結には其財團を換價し金銭として配當を爲す  
ものであるから多くの時間と費用とを要し其割合に債権者に対して多くの辨済を爲すことが出来ない又  
破産者に取りても破産手續に於て債権者に満足を見ることが能はざりし残額即ち尙ほ不足の部分に付て  
は例令破産手續終結後に於ても永久に其任を負ふのである。然るに強制和議に在りては破産財團を換價  
せずして破産手續を終結せしむるから時間と費用との點を節約し得らるゝのみならず破産者に在ては強  
制和議の條件に従ひ債務の一部の免除を受け又は辨済期に猶豫を與へらるゝものであるから當に其利益  
がある又破産の管理、及び處分の權利を速く回復して事業を再興する機會を得らるゝ故従ふ  
て親戚故舊の者が破産の爲めに出捐を爲して之を援くる場合も多い、それ故に債権者の爲めから謂ふも  
強制和議の場合には配當に因る破産終結の場合よりも比較的多額の辨済を受くる事が出来るから債権者  
の爲めにも却て利益がある。

斯の如く利益ある方法に因りて破産を終結せしむることは社會上望ましき所であるも破産者の提供した  
る條件に總債権者が一致すれば可なるし一致することは到底困難なるべきであるから此の場合には已を得  
ず多數者の議決に依り小數者を拘束せしむる外はない其拘束するは即ち法律の力に依る故に協約契約は  
一つの強制和議である即ち破産手續である訴訟事件に於て破産者と債権者との間に成立したる訴訟上の  
和解である而して強制和議の成立するには先づ破産者より之に對する一定の條件の提供を爲すので之に  
對して債権者集會に於ける一定の多數決によつて評議を爲し最後に裁判所の認可を必要とするのである  
其手續は第七章以下を見よ。

第千十八條 不動産は破産主任官の認可を受けて之を競賣に付せなければならぬ

認可ヲ受ケテ之ヲ  
 競買スルコトヲ要  
 ス  
 動産ハ競買スルナ  
 通例トスト雖モ破  
 産主任官ノ認可ヲ  
 受クルトキハ相對  
 フ以テ之ヲ競買ス  
 ルコトヲ得  
 競買ノ手續ハ總テ  
 民事訴訟法ノ規定  
 ニ依ル  
 第一千九條 管財  
 人ハ財團ニ屬スル  
 破産者ノ貸方ヲ取  
 立テ及ヒ破産者ノ  
 權利ヲ債務者其他  
 ノ人ニ對シテ主張  
 シ且保全スルコト  
 ナ要ス  
 管財人ハ左ニ掲ク  
 ル行爲ニ付テハ破  
 産者ノ意見ヲ聽キ  
 且破産主任官ノ認  
 可ヲ受ク可シ(二  
 十六年法律第九號  
 ナ以テ改正)

動産は競買するを通例とするけれども破産主任官の認可を受くるときは相對の競買を以て之を競買することも出来るのである競買の手續は總べて民事訴訟法の規定に依るのである。即ち民事訴訟法第六百四十二條乃至第七百五條の規定之れである。

競買とは競買手續に依りて行ふ動産、不動産又は船舶等の賣却方法である、而して競買手續を定めたる法律に二種ある、其一是競買法であつて、其二是、民事訴訟法中の強制執行に關する規定これである。即ち一般の競買に就ては競買法の規定に依るべきであるが、茲に謂ふ競買は民事訴訟法中強制執行の手續に關する規定の一である強制競買の手續によるものを謂ふのである。

第一千九條 管財人は破産財團に屬する破産者の貸方を取立て及び破産者の權利を債務者其他の人に對して主張したり且つは其の權利の保全を爲さなければならぬのである管財人は次に掲げてある行爲を爲すに付ては破産者の意見を聽き且つ破産主任官の認可を受けなければならぬ。(二十六年法律第九號を以て改正)

- 第一 訴訟を爲すこと。
- 第二 和解契約又は仲裁契約を取結ぶこと。
- 第三 質物を受戻すこと。
- 第四 債權を轉付すること。

- 第一 訴訟一爲スコト
- 第二 和解契約又ハ仲裁契約ヲ取結フコト
- 第三 質物ヲ受戻スコト
- 第四 債權ヲ轉付スルコト
- 第五 相續又ハ遺贈ヲ拒絶スルコト
- 第六 消費借ヲ爲スコト
- 第七 不動産ヲ買入ルルコト
- 第八 權利ヲ拋棄スルコト
- 第九 總テ財團ニ新ナル義務ヲ負ハシムルコト

第五 相續又は遺贈を拒絶すること。

第六 消費借を爲すこと。

第七 不動産を買入ること。

第八 權利を拋棄すること。

第九 總て破産財團に新なる義務を負はしむること。

和解契約とは相争ふ雙方の當事者が互に讓歩を爲して争を止むることを約する契約である故に第一に當事者間に權利關係に就き争の存することを必要とす、抑も和解は平和を維持しながら權利義務の確在を定むるものなるを以て争なき和解の必要なし故に和解契約は當事者各箇が互に讓歩を爲して始めて成立するものなり一方の讓歩は和解とは爲らずして拋棄認諾なり、和解は仲裁契約とは大に異なる點あり蓋し仲裁契約は争ある當事者が第三者をして其争を判斷せしむることを約すればなり。

和解は法律上の效力としては和解契約が成立すれば當事者間に存在せし争を除却する效力があるそれ故再び其權利關係に就きては争を爲すことは能はぬ若し其權利關係に就き訴訟を提起して再び之を争はんとするも相手方は和解契約の成立を以て防禦方法と爲すのである。

又一度和解成立したる後は假令和解に於て認めたる事實と反對なる事實の確證が発見せられても之を理由として和解契約の取消を求むることは出来ぬ。

仲裁契約とは目的物當事者間の合意により其間に生じたる財産權上の争を判定することを第三者に委託して其の争を決定するとの契約をなすものなり、即ち妥の場合の仲裁判斷の宣言は法律の適用にはあらざるも當事者間には確定したる裁判所の判決と同一の效力を生ずるものである。

第二十條 財團  
ニ收入スル金銭ハ  
破産主任官ノ定ム  
可キ常用支出額ノ  
外延テ之ヲ供  
託所ニ寄託スルコ  
トヲ要ス其金銭ハ  
破産主任官ノ支拂  
命令ニ依ルニ非サ  
レハ支出スルコト  
ヲ得ス

第二十一條 管  
財人ハ其管財中破  
産者ニ關セラル可  
キ行爲アルヲ知リ  
タルトキハ之ヲ破  
産主任官ニ届出ツ  
ル義務アリ破産主  
任官共届出ヲ受ケ  
タルトキハ之ヲ檢  
事ニ通知ス

第二十條 破産財團に收入すべき金銭は破産主任官の定むべき常用支出額以外のものは收入すれば、決して手許に留め置かず早速供託所に寄託せなければならぬ、其金銭は破産主任官の支拂命令に依なければ決して支出するとは出来ぬのである。

寄託 とは供託法の定むる處によつて國庫或は其他指定されたる銀行等を指すのである。意義より解すれば甚だ複雑なるも茲に謂ふ寄託は供託法の手続に依りて供託所に或物の保管を託すると云ふ意味である。

第二十一條 管財人は其財産を管理する間に破産者に罰せらるべき行爲あるを知りたるときは之を破産主任官に届出づる義務がある、破産主任官は其届出を受取りたるときは之を檢事に通知するのである。

破産者に罰せらるべき行爲ある とは第五十一條の過怠破産第五十條に列挙したる詐狀破産の場合に相當する行爲即ち破産宣告を受けたる債務者が支拂停止又は破産宣告の前後を問はず履行する意なき義務又は履行する能はざるを知らしむる義務を負担したるとき、又は債権者に損害を被らしむる意思を以て貸方財産の全部若くは一分を隠匿し、若くは脱漏し、又は借方現額を過度に掲げ、又は商業帳簿を毀滅し、隠匿し、若くは偽造、變造したるとき、又は借方現額を過度に掲げ、又は商業帳簿を毀滅し、隠匿し、若くは偽造、變造したるとき、又は借方現額を過度に掲げ、又は用及び博奕、空取引又は不相應の射利に因りて貸方財産を甚だしく減少し、若くは過分の債務を負ひたる時とか、支拂停止を延ばさんが爲め損失を生ずる取引を爲して支拂資料を削へたる時、支拂停止

第二十二條 破  
産主任官ハ破産ノ  
原因、事情、貸方借  
方並ニ其對照表其  
他管理及ヒ破産手  
續ニ關スル事項ニ  
付キ破産者、其商  
業使用人、雇人其  
他ノ人ナリ何時ニテ  
モ訊問スルコトヲ  
得

第二十二條 破産主任官は破産の原因とか、破産する様になつた事情とか、又は貸方、借方並に其對照表、其他管理及び破産手續に關する事柄に付き、破産者、其破産者が商業上に使用する使用人、雇人、其他の人を何時にても訊問することが出来る。

商業使用人 とは前法第二十九條以下に規定されてある、支配人、番頭、手代等を指して謂ふのである。雇人 とは商業使用人以外の日傭人、車夫、馬丁、小僧、下男下女等を指して謂ふのである。

### 第六章 債権者

破産の場合に於て、債権者と謂ふのは、破産宣告前の破産者の財産に對して請求權を有する者、言葉を換へて謂へば破産手續に参加して破産財團から公平な辨濟を受けることのできる債権者を指すのである。

又破産者は破産宣告によつて、財産上の處分能力を喪ふものであるから、破産

**第一千二十三條** 破産者の總債權者ハ破産決定ノ公告ニ因リ債權届出ノ期間ニ其債權ヲ破産主任官ニ届出シ可キ旨ノ催告ヲ受ケタルモノトス其届出ニハ各債權ノ合法ノ原因及ヒ請求金額若シ優先權アルモノハ其權利ヲ明記シ且證據書類又ハ其謄本ヲ添フ可シ

宣告後は財産上の取引を爲ることができない、故に破産債權者となるのには、其宣告前に發生したものでなければならぬ。又彼の期限附債權即ち破産宣告の當時未だ辨濟期の至らない債權は破産宣告前に成立した債權であるから、破産債權となるのである。

**第一節 債權の届出及び確定**

本節に於ては破産債權届出の期間や其手續、及び破産主任官が債權を調査して、之を確定するに至る迄の方法順序等を記載したものである。

**第一千二十三條** 破産者の總債權者と謂ふのは、破産決定の公告に因つて、債權届出の期間内に其債權を破産主任官に届出でよと云ふ催告を受けたものを指すので、其届出には例へば貸金又は賣掛代金と謂ふ様に其債權が生じた原因を明示した上、其請求の金額を記載し若シ又其債權に優先權がある場合には、其優先權は一般の先取特權であるか若しくは特定のものであるかを明記し、以上のものに付ての證據書類や謄本を添へて出さなければならぬ。又他所に住する債權者は、破産者の財産を管理する裁判所の所在地に代人を置

債權及ヒ代人任置ノ届出ハ書面ヲ以テ又ハ調書ニ筆記セシメテ之ヲ爲スコトヲ得書面ヲ以テハ二通ヲ差出スコトヲ要ス所在ノ知レルタル債權者ハ右ノ外特ニ裁判所ヨリ書面ヲ以テ其債權届出ノ催告ヲ受ケ然レトモ其書面力債權者ニ送セサルモ此カ爲メ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

かなければならない。債權や代人を任置する届出は、書面又は調書に筆記させて之を爲ることが出来る。書面にて爲る場合には二通差出さなければならぬ。所在の知れてゐる債權者は右の外に特に裁判所から書面にて其債權を届出ることの催告を受けべきものであるけれども、其書面が例へば債權者に達せなからと云つても、此が爲めに損害賠償の請求を爲ることはできない。

**第一千二十四條** 債權者からの届出を受つたときには、破産主任官は直ちに順次に番號をつけて二箇の表に記載せなければならぬので、其一には優先權のある債權を掲げ、他の一には通常の債權を掲げた上、此二種の債權表は公衆の閲覧に供する爲めに裁判所に之を備へなければならぬ。

破産管財人は又自分が使用する爲めに債權届出書及び債權表の謄本を受領することが出来る。

**第一千二十五條** 右の様には債權の届出があつて、其債權に付て債權表を作つた上で、破産主任官が破産決定の當時定めてある債權調査會を開き、届出のあつた所の



之ヲ爲スコト能ハスハハ判決ニ對シテ  
スルハハ裁許ノ所ニ  
トキハ裁許ノ所ニ異  
テサ受ケタル債權  
ノ有集會ニ加ハル  
ルコトヲ裁許ス可キ  
トモハ裁許ノ所ニ金  
額ニ付キ裁許ノ所  
トモハ裁許ノ所ニ否  
ヤ裁許ノ所ニ否  
債權者ノ優先權ヲ  
ミカ異議ヲ受ケタ  
ハ通過ノ債權者ト  
シテ右ノ集會ニ加  
ルコトヲ裁許ス可  
ハトモハ裁許ノ所  
出テ正當時期ニ屆  
權ヲ正當時期ニ屆  
確定セザル債權者  
ハ以後ノ確定ニ因  
リテ爲ス可キ債權  
ノ配當ニ付テハハ  
モ異議ヲ受ケレバ  
陰中ニ在ル債權者  
ヒ別段ノ規定ニ及  
爲メ別段ノ規定ニ  
定メテ裁許ノ所ニ  
國債者ノ優先權ニ  
付テハハ裁許ノ所  
スル於テハ裁許ノ所

ならない。併し若し其以前に判決を爲ることができなから、又は判決に對して控訴を爲たときは、裁判所は其異議を受けた債權者を右集會に加へることを許す可きか否か、又裁許の金額に付て加はることを許すか否や等を決定する。併し債權者の優先權のみが異議を受けたときは、其債權者は通常の債權者即ち優先權を持たない普通の債權者として右の集會に加はることができ。第百二十九條 又破産債權者が其債權を一定の時期内に届出ない場合、又は債權者が債權者の集會前に確定しないときも、之等の債權者は全く破産手續に加はる權利を失ふのではないので、確定以後の財團の配當には加はることができ。けれども異議を受けて訴訟中である債權者や届出、並に調査の爲めに剩餘期間を定められた外國に在る債權者の債權等に付ては、例へ確定が遅れても、其債權に歸する前丈の配當は残して置かなければならない。

第二節 特殊の債權者

本節に於ては特殊の債權者として、不可分、連帯、保證等の原因に因る共同債權者が破産した場合に於ての債權者の權利を規定し又届出及び債權確定の規則

に従ふことを要せない債權等を定めてある。

第百三十條 主たる債權者が破産した場合に於て届出、ある債權は、協議契約の場合でも保證人や其他の共同義務者に對しても、其金額に付て之を主張することができ、而して保證人又は共同義務者は主債權者が破産した場合には、其自己の負擔に對して償還請求を届出ることができ、けれども此場合には主債務者の爲めにする協議契約の效果に從はなければならない。

第百三十一條 二人以上の共同債務者の一員若くは全員の破産宣告前に於て債務が少しも辨済されてない場合には、破産債權者は是等共同債務者の各破産財團に對して其債權の金額を届出て其權利を行ふことができる。又各自の破産財團の間に於ては、例令、償還請求權があつても、之は主張することを許さない。けれども債權者が受取る割前の額が主たるものと從たるものとを合せた債權の總額を超過したときは、其超過額に付ては不當辨済取戻の訴に依つて破産手續中は、共同債務者中、他の共同債務者に對して求償權を有する者の破産管財人から債權者に對して返還の請求を爲ることができる。即ち右の超過額は求償權を有する者の破産財團

第百三十條 主たる債權者が破産した場合に於て届出、ある債權は、協議契約の場合でも保證人や其他の共同義務者に對しても、其金額に付て之を主張することができ、而して保證人又は共同義務者は主債權者が破産した場合には、其自己の負擔に對して償還請求を届出ることができ、けれども此場合には主債務者の爲めにする協議契約の效果に從はなければならない。第百三十一條 二人以上の共同債務者の一員若くは全員の破産宣告前に於て債務が少しも辨済されてない場合には、破産債權者は是等共同債務者の各破産財團に對して其債權の金額を届出て其權利を行ふことができる。又各自の破産財團の間に於ては、例令、償還請求權があつても、之は主張することを許さない。けれども債權者が受取る割前の額が主たるものと從たるものとを合せた債權の總額を超過したときは、其超過額に付ては不當辨済取戻の訴に依つて破産手續中は、共同債務者中、他の共同債務者に對して求償權を有する者の破産管財人から債權者に對して返還の請求を爲ることができる。即ち右の超過額は求償權を有する者の破産財團



ハ共同義務中他ノ共同義務者ニ對シテ償還請求權ヲ有スル者ノ財團ニ歸ス  
 第千三十二條 左ニ掲クル債權ハ届出及ヒ確定ニ關スル規定ニ從フコトヲ要セス  
 第一 裁判費用  
 第二 管理上ノ其他費用  
 第三 公ノ手数料  
 第四 及ヒ諸税  
 第五 財團ノ爲メニ負擔シタル債務  
 第六 右債權ハ破産主任官ノ指圖ニ從テ通商ノ現額ヨリ之ヲ支拂フ  
 第千三十三條 破産手續ニ加ハリタル債權者ニ對シテ費用ハ請求スルコトヲ得  
 第千三十四條 第九號ヲ以テ削除ス

に歸することになるのであつて若し求債権者が数人あるときには各其求債の額に應じて右の超過額を分配すべきものである。

第千三十二條 次に掲げてある處の債權は債權届出及び確定に關しての規定に依らなくともよいのである。

一、破産に關しての裁判の費用や、其財産を管理する費用、及び破産の手續をする爲めに要した費用。

二、公の手数料や諸税。

三、破産管財人が財團の爲めに義務を負担した場合に生じた費用。

右の一、二、三の債權は破産主任官の指圖に從つて、普通の方法で以て、破産財團の現に存してゐる額の内から、之を支拂はなければならぬ。

第千三十三條 又破産手續に加はる爲めに債權者が要つた費用は、破産宣告以後に生じたものであるから破産財團に對しては請求することはできぬ。

第千三十四條 (明治二十六年三月法律第九號で以て削除した。)

第三節 債權者集會

債權者の集會と謂ふのは、破産債權者の共同の利益を計る爲めに認められたものであつて、其破産債權者團體の權利や義務は法律の規定に依つて定まり、夫以外には外部に對しては何等の權力をも有せぬものである、而して又其招集や決議の方法等も法律に規定してある處に從つて、破産主任官が之を指揮するのである。

第千三十五條 破産債權者の集會は、破産主任官が招集するものであつて、其招集の方法は出席者に豫め知らせて準備をさせる爲め、集會の期日や議決する事柄等を定めて之を公告せなければならぬ。而して其集會は破産主任官が之を指揮して、會議の開會や閉會、發言の許否、議事日程を討議すること、續行期日の言渡、席場の取締及び議事調書の作成等の事柄を掌るのである。

其集會に列席することの出来るものは、破産管財人、債權の確定した債權者及び本法第千二十八條の規定に依つて參加することのできる債權者等である。けれども優先權の確定した債權者は、其優先權を拋棄した限度又は優先權を行ふに當つて不足があると推定される限度に於て參加することができるのである。

第千三十五條 債權者集會ハ破産主任官之ヲ招集シ及ヒ之ヲ指揮ス其招集ハ會議ノ事項ヲ明示スル公告ヲ以テ之ヲ爲ス  
 其集會ハ管財人、債權ノ確定シタル債權者及ヒ第千二十八條ニ依リテ參加スルコトヲ得ヘキ債權者ヨリ成立ス然レトモ優先權ノ確定シタル債權者ハ其優先權ヲ拋棄シタル限度又ハ優先權ヲ行フニ當リ不足アル可シト推定セラルル限度ニ於テノミ參加ス  
 債權者ハ代理人ヲ派出スコトヲ得

破産者ハ之ヲ集會ニ呼出スコトヲ得

第三十六條 決議ハ出席者ノ過半数ヲ以テ爲ス但シ出席者ノ過半数ハ出席者ノ過半数ノ債權額ノ半より多クなければならぬ

第三十七條 又破産主任官ハ債權者集會に於て、破産手續の從來の成行に付ての報告をし、破産管財人は管財の處理と其結果、及び財團の現況に付ての報告を爲す

破産債權者は自分が出席する代りに代理の者を差出してよい。  
又破産者は破産に關しては説明する義務を有するものであるから、集會の請求があれば會議の席に出てなければならぬ。

第三十六條 決議を爲るのには、出席破産債權者の過半数であつて、其債權額が出席破産債權者の總債權額の半額以上に當る者の同意がなければならぬので、即ち債權者の頭數と、債權額の二つのものが、出席債權者の半より多くなければならぬ。

第三十七條 又破産主任官は債權者集會に於て、破産手續の從來の成行に付ての報告をし、破産管財人は管財の處理と其結果、及び財團の現況に付ての報告を爲す。なければならぬ。  
債權者集會は右の報告に基いて決議をし、若し破産主任官又は管財人の意見があつたときには、其意見を聞き、又債權者の申立てや、破産主任官の認可を受けて爲た破産者の申立等に付て決議を爲るのである、併し是等の決議は總て裁判所の認可を得なければ効力がない。

### 第七章 協諧契約

協諧契約と謂ふのは、破産者と債權者との間に結ばれた處の一種の和解契約を指すので、即ち債務を負ふた者が債務を辨濟せまい爲めに、債權者が訴訟を起した後、債權者と債務者とが和解し債務の一部を免除するか又は辨濟期に猶豫を與へなどして、破産手續に依らないで訴訟を落着させる方法である。

右に述べた様に協諧契約は、破産財團を換價せないう破産手續を終るものから、時間と費用とを節約することのできる計りてなく、破産者は協諧契約に依つて債務の一部を免除されるか、又は辨濟期を猶豫されて事業を再び興す機會を速に得ることができる利益がある。又之を債權者の側から言つても、協諧契約の場合には破産手續によつて破産財團を箇々に競賣に付して配當を受ける場合よりも比較的多くの辨濟を受くことができるのであつて、之は社會經濟から謂ふても利益がある事柄であるから、債權者の全體が一致せぬ場合でも其多數が賛成すれば法律の力で以て成立せしめることができるのである。

ケテ破産者ノ爲シタル申立ニ付テ決議ハ爲ス可シ此等ノ決議ハ裁判所ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第三十八條 協約を提出するのは破産者に限るのであつて、破産管財人又は破産債権者から之を申出ることにはならない。而して之は第一の債権者集會にせなければならぬ。例外として十分の理由があるとき、即ち協約が成立する十分の見込があるときは以後の集會でも提供することができる。けれども、之の提供は只一回に限るので、債権者集會で一旦否決させた以上は、更に提供することを許さない。又法律に定めてある義務に背いた爲めに有罪破産の判決を受けるか若くは其爲めに審問中である破産者は之を申出ることにはならないのである。又第一の債権者集會は普通の債権調査會で債権の調査が済んでから四週日後に之を爲るのであるから、協約の申立書は少くとも第一の集會の二十日前に之を裁判所に差出して破産管財人の認可を受け、裁判所は之を公衆に閱覽に供すると共に、其旨を公告せなければならぬ。

第三十九條 協約の決議は極めて重要なもので、少數の反對意見を有する者も、亦破産手續に加はらない債権者をも拘束する力を有するものであるから、之を承諾するには、出席した債権者の過半数以上であつて、債権の額から見ても協約の決議は過半数の債権者によることとす。

協約の決議は極めて重要なもので、少數の反對意見を有する者も、亦破産手續に加はらない債権者をも拘束する力を有するものであるから、之を承諾するには、出席した債権者の過半数以上であつて、債権の額から見ても協約の決議は過半数の債権者によることとす。

第四十條 債権者の承諾した協約は裁判所の認可を受けて始めて法律上有效となるのであつて、裁判所が之を認可するか又は棄却するに付て決定するのには、破産管財人の陳述を聞いた上、前條の異議申立の十日の期間満了後直ちに申渡をしなければならぬ。併し此裁判所の決定に對しては、債務者である破産者や債権者及び異議申立の権利がある者から即時に抗告することが出来る。

第四十一條 協約は次の場合に於ては之を棄却せなければならぬ。  
 一、第三十八條と第三十九條に規定してある手續を行はなかつたとき。  
 二、協約の條件は平等でなければならぬ、それであるから或る債権者が其承諾なしに偏頗な處置を受けて損害を蒙つたとき。  
 三、又協約が詐欺の目的や其他不正な方法で以て成立したものであるとき。

第三十八條 協約を提出するのは破産者に限るのであつて、破産管財人又は破産債権者から之を申出ることにはならない。而して之は第一の債権者集會にせなければならぬ。例外として十分の理由があるとき、即ち協約が成立する十分の見込があるときは以後の集會でも提供することができる。けれども、之の提供は只一回に限るので、債権者集會で一旦否決させた以上は、更に提供することを許さない。又法律に定めてある義務に背いた爲めに有罪破産の判決を受けるか若くは其爲めに審問中である破産者は之を申出ることにはならないのである。又第一の債権者集會は普通の債権調査會で債権の調査が済んでから四週日後に之を爲るのであるから、協約の申立書は少くとも第一の集會の二十日前に之を裁判所に差出して破産管財人の認可を受け、裁判所は之を公衆に閱覽に供すると共に、其旨を公告せなければならぬ。

ヲ受テ偏頗ノ處置  
ヲ受ケ損害ヲ被  
第三 協賛契約  
カ法律其他不正  
ノ方法ヲ以テ成  
第四 協賛契約  
カ公益ニ觸レル  
トキ  
第千四十二條 協  
賛契約ハ被産者カ  
後ニ至リ有罪被産  
トキハ當然消滅シ  
ノ判決ハ當然消滅  
共審問中ハ免訴又  
ハ無罪ノ宣告ヲ受  
クルマテ之ヲ停止  
スル  
前條第三號ニ掲ケ  
タル理由アルトキ  
ハ協賛契約認可ノ  
後ト雖モ尚ホ之ニ  
對シテ異議ヲ申立  
ツルコトヲ得  
第千四十三條 協  
賛契約ノ確定シタ  
ルトキハ其執行ヲ  
直ニ其執行事務ヲ  
メ別段ノ定ナキト  
キニ限リ任意ノ管  
理及ヒ處分ノ爲メ

四、協賛契約が公益に觸れた場合、即ち總債権者に不利益な場合。  
**第千四十二條** 協賛契約が成立した後になつて、破産者が有罪破産の判決を受け  
たときには、協賛契約は當然に消滅することになり、審問中であるときには、免訴  
又は無罪の宣告を受けるまでは協賛契約を履行することを停止する。  
 又協賛契約が詐欺や其他不正の方法に因つて成り立つたものであるときには、假令  
認可せられた後であつても、之に對して異議を申立て、取消することができ  
**第千四十三條** 協賛契約が確定したときには、破産管財人は直ちに其執行を罷め  
た上、執行中の計算をせなければならぬ。  
 又協賛契約が確定して管財人の執行中の計算が済み、破産終結決定の公告があつた  
後は、破産者は破産財團を管理又は處分する爲め其財産を取戻すことができ。け  
れども協賛契約を結ぶ場合に或種類の財産に付ては破産者の處分を許さないといふ  
様な制限を加へたときには破産者は其財産を自由に爲ることはならない。  
 協賛契約を履行するには、破産主任官の監督を受けてせなければならぬ。  
**第千四十四條** 協賛契約が棄却されたり又は取消されたり、若くは債務者が協賛

其財産ヲ取戻スコ  
トヲ得  
協賛契約ノ履行ハ  
破産主任官ノ監督  
ヲ以テ之ヲ爲ス  
第千四十四條 協  
賛契約カ乘却セラ  
レ又ハ役ニ至リ消  
滅シ若クハ取消シ  
ルノ爲メ解除セラ  
レタルトキハ破産  
手続ヲ再行シ直ニ  
手続ノ再行ニ及ビ  
ニ至ラシム其再施  
シタル手續ニハ再  
施マテノ間ニハ債  
權者タル者モ參加  
スルコトヲ得  
不履行ノ場合ニ在  
テハ協賛契約ノ爲  
メ立テタル保證人  
ハ其義務ヲ免カレ  
ス

第千四十五條 第  
千三十二條ニ掲ケ

契約を履行せない爲めに解除せられたときには、破産手續を再行して直ちに財團を  
換價して配當をさせる様に破産手續を履行させなければならぬ。而して此場合に  
は、其再施迄に新に債権を得た者も、亦破産債権者となつて右の手續に加はること  
ができる。  
 又債務不履行の爲めに破産手續が再施される場合には、協賛契約の爲めに立てた保  
證人は其保證の義務を負はなければならない。

### 第八章 配 當

破産の場合に於ての配當と謂ふのは、破産財團に屬してゐる換價金を債権者に  
分配することである。而して破産の場合の債権は調査終了前は未だ確定せな  
いのであるから、之を配當するには、調査を終つた後でなければならぬ。け  
れども總ての財産が換價されなくとも、現金が債権者全部に配當することの  
できる額に達したときには、債権者は配當を受けることができるのである。  
**第千四十五條** 第千三十二條に掲げてある財團債権及び優先権のある債権者に支



### 第九章 有罪破産

有罪破産と謂ふのは、破産者が、自分の財産を故意又は過失に依つて減少させるか、若くは財産を偽つて債権者の債権を危険にする所爲を指すのである。而して本章に列挙してある事柄を爲た以上は、其事柄が取消され又は無効となつても罰せらるゝことになるのである。

又商事會社の業務擔當員若くは取締役や清算人も詐僞破産及び過意破産者となること、破産管財人も亦詐欺破産者同様に罰せらるゝこと、及び破産の宣告を受けない者でも、詐僞破産の共犯者として罰せらるゝ場合等を規定してある。有罪破産の刑罰に付ては、明治二十三年十月法律第百一號で以て、過意破産者を二

月以上四年以下の重禁錮に處し、詐僞破産者を輕懲役に處するに定めてある。第千五十條 破産者が次に掲げてある行爲をしたときには支拂停止又は破産宣告を受けた後は勿論其以前であつても、詐欺破産の刑に處する。

- 一、履行する意思が無くして又は履行することができないのを知りながら、例へば多額の借財を爲ると謂ふ様に新に義務を負担したとき。
- 二、債権者に損害を與へる目的で以て貸方財産の全部又は一部を匿すか、若くは脱漏させ、或は借方を現額よりも多く掲げたとき。
- 三、又債権者に損害を支へる爲めに殊更に商業帳簿を破つたり、匿したり、若くは偽造變造したとき。

第千五十條 破産者が次に掲げてある行爲をしたときには支拂停止又は破産宣告を受けた後は勿論其以前であつても、詐欺破産の刑に處する。

第千五十條 破産者が次に掲げてある行爲をしたときには支拂停止又は破産宣告を受けた後は勿論其以前であつても、詐欺破産の刑に處する。

第千五十條 又破産者に次に掲げてある行爲のあつたときには、支拂停止又は破産宣告を受けた後は勿論、其以前であつても過意破産の刑に處する。

- 一、一身又は一家の爲めに分に過ぎた費用をかけるか、賭博や空取引若くは不相應な射利例へば相場に手を出す様なことをして、財産を甚しく減少させたか、或は分に過ぎた多額の負債をしたとき。
- 二、支拂停止を延ばす爲めに損失を生ずる取引をして、支拂の資料を調へたとき。
- 三、支拂停止を爲た後に支拂又は擔保をして、或る債権者に利益を與へ破産財團に損害を加へたとき。
- 四、商業帳簿を秩序なく記載したり又は破つたり匿したり若くは全く記載せなかつたとき。

拂又は擔保者シテ或ル債権者ニ利ヲ與ヘ財則ニ損害ヲ加ヘタルトキ  
 第四ナキ商業帳簿ヲ秩序ナク記載シタルトキ  
 シテ或ル債権者ニ利ヲ與ヘ財則ニ損害ヲ加ヘタルトキ  
 第五ハ全ク記載セザルトキ  
 第六ハ全ク記載セザルトキ  
 第七ハ全ク記載セザルトキ  
 第八ハ全ク記載セザルトキ  
 第九ハ全ク記載セザルトキ  
 第十ハ全ク記載セザルトキ

第二章 債権者の集會に於て、一定の表決をし又は表決をせないこと等を條件として、債権者に賄賂をしたときは、其債権者と賄賂者とを二年以下の重禁錮に處するるか又は千圓以下の罰金に處する。

五、財産目録や貸借對照表を作成すること若しくは支拂停止届出の義務を怠つたとき、又は裁判所の許可を得ないで其住地を離れたとき、(三十二年法律第四十九號を以て本號改正)

第五十二條 前の二條の罰則は會社の業務を擔當する社員若しくは取締役及び清算人等にも之を適用する。又千五十條の詐欺破産の刑は破産管財人及び有罪行為を行ふ際に犯罪を補助した者、若しくは破産者の爲めに犯罪行為をなした者にも之を適用する(二十六年法律第九號を以て本條中改正)

第五十三條 債権者の集會に於て、一定の表決をし又は表決をせないこと等を條件として、債権者に賄賂をしたときは、其債権者と賄賂者とを二年以下の重禁錮に處するるか又は千圓以下の罰金に處する。

### 第十章 破産より生ずる身上の結果

破産者に何等の制限をも加へないで、普通人と同一に取扱ふことにすれば、破産の思ひへさものであるのを知らずに他人を害して破産の宣告を受け恬として

條中改正) 債権者の集會に於ける賄賂行為に關シ債権者は、破産管財人又は破産管財人に對して、その行為を以て、破産管財人の職務執行を妨害したものと見て、二年以下の重禁錮に處するるか又は千圓以下の罰金に處する。

耻ぢない様になるばかりでなく、破産者の様な信用も財産も無い者に、社會上の名譽と信用のある地位に立たせることはできないから、公益の爲めに幾多の制限を設けたのである。

第五十四條 破産宣告を受けた債務者は、復権を得た後でなければ、會社の無限責任社員又は舊々商法の規定に従つて設立した合資會社の業務擔當社員及び株式會社の取締役や若しくは監査役、清算人、破産管財人又は商業會議所の會員となることはできない。(三十二年法律第四十九號を以て改正)

第五十五條 破産者が復権即ち破産宣告に因つて受けた身上の効果を消滅させるのには、協諾契約の調つたと否とに拘らず、破産者が元金は勿論利息や費用の全額を債権者の總員に辨償したこと、及び所在の知れない爲め未だ辨償を受けない債権者には全額を辨償する準備や資力があることを證明せなければならぬ。

又復権を裁判所に申出るのには、債権者の受取證や其他必要な證據物を添へて出さなければならぬ。(三十二年法律第四十九號を以て第三項削除)

知ソサル儘メ未ダ辨償ヲ受ケサル債権者ニ全額ヲ辨償スル準備

復権ノ申立ニハ債権者ノ受取證其他必要ナル證據物ヲ添フヘシ

(三十二年法律第四十九號ヲ以テ第三項削除)

第五十六條 又裁判所は復権の申立を適法であると認めるときには、其申立に付て異議のある者は二ヶ月以内の一定の期間内に申立つべき旨を裁判所の揭示場と取引所とに掲示した上、裁判所の見込に因つて、新聞紙にも公告し、又調査及び捜査をさせる爲めに之を検事に通知せなければならぬ。

第五十七條 破産者が死亡した後であつても、親族故舊等が債務を辨済して死亡者の名譽の爲めに復権を申立てたときには、裁判所は之を許すのである。

第五十八條 第五十條の詐欺破産の判決を受けて刑罰に處せられた破産者及び重罪又は輕罪の爲めに公權を剝奪させるか、若くは公權を停止されて、其停止の期間中である破産者には復権を許さぬ。

公權若クハ停止時間  
中ニ在リテハ破産者ニ  
過意破産ノ場合ニ  
在テハ復権ハ刑ノ  
數ヲ得タル後ハ刑ノ  
サレハ之ヲ許サズ

又第五十一條に列挙してある過意破産の刑罰に處せられた破産者には、刑が満期となるか、又は特に赦免された後でなければ復権を許さぬのである。

### 第十一章 支拂猶豫

支拂猶豫の制度は、破産宣告前に於ての辨濟期限猶豫の協約(強制和議)に當るものである。協約契約は既に述べた様に破産者の爲めに破産手續を終結させる強制的の和解であるが、支拂猶豫は破産の宣告を防止して辨濟の猶豫を非破産者に與へる爲めの強制和解である、即ち一定の多數の承諾があるときには、他は法律の力を以て服従を強制するものである。而して此様な制度を必要とするのは、猶ほ破産宣告後に於て協約契約を必要とする同一であつて、一旦破産手續を開始すれば協約契約の場合を除く外は、破産財團を總て換價して債權者に配當するのを目的とするのであるから、破産者は其營業を再興することが困難であるばかりでなく、其の上には屈辱を受けなければならぬ。又之を債權者の側から云ふても、破産手續を開始したときには、之が爲めに多くの費



第五十九條 商人  
 人カ商行爲ニ因リ  
 テ生シタル債務ニ  
 付キ自己ノ過失ナ  
 クシテ支拂サレ止  
 セサルコトヲ得サ  
 ルニ至リタル場合  
 ニ於テ其債權者ノ  
 過半數以上ノ承諾  
 ヲ得タルトキハ管  
 業所ノ所在地又ハ  
 裁判所ノ所在地ニ  
 於テ支拂猶豫ヲ申  
 立テ法律第四十九  
 號ノ以テ改正スル  
 豫ノ六十條ニ支拂  
 コトヲ要スル  
 第一 支拂中止  
 第二 支拂猶豫  
 第三 債權者ノ集  
 會期日及此ノ爲  
 メニ提出スル  
 第四 債權者ノ名  
 簿及債權額  
 第五 債權者ノ所  
 在地又ハ住所  
 第六 債權者ノ所  
 在業所ノ所在地  
 第七 債權者ノ所  
 在裁判所ノ所  
 在業所ノ所在地  
 第八 債權者ノ所  
 在裁判所ノ所  
 在業所ノ所在地  
 第九 債權者ノ所  
 在裁判所ノ所  
 在業所ノ所在地  
 第十 債權者ノ所  
 在裁判所ノ所  
 在業所ノ所在地

用と努力と時間とを要して結局は費用倒れとなることが多いのである。それであるから此等の弊を除く爲めに、一時窮境に陥つた債務者に破産手續を開始せしめないで、營業を繼續させ其者を逆境から救ひ出すことを圖つたのである。けれども之の恩恵は一般の債務者に許すのではないので、本章に指定してある者に限るのである。

第五十九條 商人が商行爲の爲めに生じた債務に付て、自分には過失がなくして支拂を中止せなければならぬ様になつた場合には、其債權者の半數以上が承諾すれば營業所の所在地又は住所を管轄する裁判所は、一年以内の範圍内で支拂猶豫を與へることが出来る。(三十二年法律第四十九號を以て改正)

第六十條 支拂猶豫を申立てるのには、次に掲げてある諸件を添附せなければならぬ。

- 一、支拂を中止するに至つた事情を明に示すこと。
- 二、貸借對照表と財産目録及び住所と債權額とを明示した債權者の名簿を提出すること。

第六十一條 債權者の集會期日には、裁判所から任命された主任判事が出席して、債權者と債權者との間に支拂猶豫の申立に付て辯論をする。而して其申立を可決するのには、第三十六條に掲げてあると同じに出席した債權者の半數以上と總債權額の半より多くの額に當る者の承諾がなければならぬ。而して其辯論や議決に付ては調書を作らなければならぬ。

三、債權者に完全な辨償を爲ることのできる方法と其期間及び此の爲めに供することの出来る擔保を證明すること。

右の申立て及びそれに添附する書類は、公衆に閱覽させる爲めに之を裁判所に備付け、一方債權者の集會期日を定めて各別に招集の通知を發し、右の書類を備へ付けたことは公告せなければならぬ。

支拂猶豫は債權者集會で決定しない前に裁判所が假に之を許可することも出来る。

第六十一條 債權者の集會期日には、裁判所から任命された主任判事が出席して、債權者と債權者との間に支拂猶豫の申立に付て辯論をする。而して其申立を可決するのには、第三十六條に掲げてあると同じに出席した債權者の半數以上と總債權額の半より多くの額に當る者の承諾がなければならぬ。而して其辯論や議決に付ては調書を作らなければならぬ。

第六十二條 裁判所は主任判事の陳述を聽いて、債權者が承諾した支拂猶豫を認可するか否かを決定するのであるが、此認可の決定を爲るに付ては、支拂猶豫の申立や並に承諾が法定の要件に適合してゐるか否か、又其承諾を決議するに付て不正

ナラス此決定ニ對  
 シテハ即時抗告ヲ  
 爲スコトヲ得ルニ  
 支拂猶豫ノ申立ニ  
 因リテ前長スルコ  
 トノ得延ハ一回モ  
 トリ得然レトモ其  
 ノ期間ハ一個年ヲ  
 超ヌルコトナラズ  
 第千六百三十三條  
 猶豫の有効ナル支  
 拂猶豫ヲ得タルキ  
 ハ猶豫期間申立キ  
 取引ノ結ビタル以  
 前ニ取引結ビタル  
 債權ノ爲メニ強シ  
 行及ビ破産宣告ヲ  
 受クルコト無シ但  
 猶豫契約ノ履行及  
 債務ノ執行ニ關シ  
 ナハ主任判事ノ監  
 督ヲ受ク事ノ無  
 債權者ノ保證人及  
 共同債務者ノ爲メ  
 ニ更ハ右猶豫ノ爲  
 第千六百六十四條  
 支拂猶豫ノ得タル  
 債權者ノ保證人及  
 共同債務者ノ爲メ  
 又ハ後日ニ至リテ  
 不正ノ詐欺若クハ  
 法律上ノ條件ノ欠

な手段が行れたとが無いか否か、其議決は債權者の一般の利益を害せないか否か等を調べなければならぬ。又裁判所の決定に對して不服である者は即時抗告を爲ることができぬ。  
 支拂猶豫の期間は一年以内に限りものであるけれども、債務者が其間に十分な資力を得ることができないので債務者が更に猶豫の申立を爲たときには、一回に限つて最初の通り、手續を履んで其期間を延長することができ、併し其期間は又一ケ年を超えることはない。  
 第千六百三十三條 有効に支拂猶豫が成立したときには、猶豫期間中は、其以前に取引した商取引から生ずる債權の爲めに債務者が強制執行や破産宣告を受けることはない。併し猶豫契約を履行することや、業務を執行することに付ては、主任判事の監督を受けなければならぬ。  
 又支拂猶豫を得た債務者の保證人や共同債務者の義務は、支拂猶豫の爲めに變更されることはないので即ち其者共は當然の義務を果さなければならぬ。  
 第千六百六十四條 支拂猶豫が債權者の承諾を得ないか、若くは裁判所が之を棄却し

クルカ爲メ之ヲ廢  
 止シタルトキ又ハ  
 債務者ニ於テ其猶  
 豫契約ヲ履行セシ  
 ヲトキ又ハ其債權  
 期間申立後ハ其債  
 權者ニ付テハ強シ  
 者トシテ執行ヲ行  
 ヲスルコトヲ得ル  
 債權者ニ對シテ破  
 産手續ヲ開始スル  
 場合申立ニ附テ此  
 以テ支拂停止ノ日

て認可を與へないときには、最初から右の支拂猶豫は無効である。又後日になつて債務者に詐欺又は不正な行爲があつた爲め、若くは法律上の條件が缺けてゐる爲めに之を廢止したとき、或は債務者が其契約を履行せなかつたとき、又は其猶豫の期間中に猶豫契約の效力を受けない別に債權者が強制執行を爲たときには、猶豫の契約は效力のないものとなるので、即ち直ちに破産手續を開始することになる。此の場合には總債權者を保護する爲めに、遡つて支拂猶豫申立の日附を支拂停止の日と定める。  
 (破産編終)

### 舊商法施行條例

本條例は明治二十三年八月七日法律第五十九號で以て發布された舊々商法の施行法であつて、其後明治三十二年商法改正の結果法律第四十九號商法施行法第四十七條を以て、左記の破産に關係のある條項を除く外は、全部廢止せられたのである。

**第二十條** 商法及び本條例に依つて發する處の命令書を送達する場合の手續は、總て民事訴訟法の規定に従ふのである。

**第二十一條** 舊々商法第六十七條第二項、第八十二條、第二百二十七條、第三百十一條、第三百三十三條、第二百五十條及び第二百六十一條並に本條例第二條、第五條に依つて裁判所て命令を發するときは、當事者に説明をさせる爲めに、之を裁判所に呼出すのが通例である、けれども當事者が缺席しても命令書は之を發することは差支ない。(本條以下△印を付してある條項は舊々商法に依る場合に於てのみ効力が存するのであるから、今日に於ては殆んど實用がない)。

呼出スル通例トモ  
命令書ハ之ヲ發  
スルコトヲ得ル本  
條以下△印ヲ付ス  
ルモノハ舊商法ニ  
依ルヘキ場合ニ於  
テノミ効力ヲ存  
ス

**△第二十二條** 舊々商法第六十七條第二項、第八十一條、第二百二十七條及び第二百六十一條並に本條例の第二條及び第五條に依つて命令を爲る場合には、裁判所は豫め其旨を檢事に通知せなければならぬ。  
檢事は口頭又は書面を以て意見を述べることが出来る。

**△第二十三條** 檢事は前條の第一項の場合に於ての命令に付ては、それを執行する責任がある。

**第二十四條** 商法及び本條例に依つて、即時抗告を爲ることが出来る場合に於ては、其抗告の期間は裁判書の送達を受けた日の翌日か、又は裁判の言渡を受けた日の翌日から起算して七日以内とする。

呼出スル通例トモ  
命令書ハ之ヲ發  
スルコトヲ得ル本  
條以下△印ヲ付ス  
ルモノハ舊商法ニ  
依ルヘキ場合ニ於  
テノミ効力ヲ存  
ス

**第二十五條** 前條に掲げたもの外、抗告に關しての手續に付ては、民事訴訟法第四百五十五條、第四百六十條第一項第二項、第四百六十五條と第四百六十六條の第一項、第二項、第四項の規定を除く外は、總て同法第三編第三章の抗告に關して

第四百六十五條及ハ  
 第四百六十六條及ハ  
 第四百六十七條及ハ  
 第四百六十八條及ハ  
 第四百六十九條及ハ  
 第四百七十條及ハ  
 第四百七十一條及ハ  
 第四百七十二條及ハ  
 第四百七十三條及ハ  
 第四百七十四條及ハ  
 第四百七十五條及ハ  
 第四百七十六條及ハ  
 第四百七十七條及ハ  
 第四百七十八條及ハ  
 第四百七十九條及ハ  
 第四百八十條及ハ  
 第四百八十一條及ハ  
 第四百八十二條及ハ  
 第四百八十三條及ハ  
 第四百八十四條及ハ  
 第四百八十五條及ハ  
 第四百八十六條及ハ  
 第四百八十七條及ハ  
 第四百八十八條及ハ  
 第四百八十九條及ハ  
 第四百九十條及ハ  
 第四百九十一條及ハ  
 第四百九十二條及ハ  
 第四百九十三條及ハ  
 第四百九十四條及ハ  
 第四百九十五條及ハ  
 第四百九十六條及ハ  
 第四百九十七條及ハ  
 第四百九十八條及ハ  
 第四百九十九條及ハ  
 第五百條及ハ

の規定を用ふる。

**第三十五條** 司法大臣は各地方裁判所の意見を聞いた上、其所轄地方の需用に應じて、破産管財人を命じ、又地方裁判所は之に依つて破産管財人名簿を作らなければならぬ。

**第三十六條** 破産管財人となることを裁判所から命ぜられた者は、正当な理由がなければ、之を辭退することを許さぬ。

**第三十七條** 破産管財人の任期は三ヶ年とする。併し再任することは差支ない。

**第三十八條** 名簿中の破産管財人が、破産裁判所から選定されたときには、正当な理由がなければ、之を辭退することを許さぬ。

**第三十九條** 破産管財人は、其職務に着手する前に、公平誠實に其職務を執ることを誓はなければならぬ。

**第四十條** 破産管財人は、其擔任する破産手續中に任期が満ちても、破産事務が終る迄は解任することはできない。

**第四十一條** 破産裁判所は忌避や其他其事件に不適當な理由があつて、名簿中の

コトヲ得ル  
 破産管財人ヲ選定スル  
 破産管財人ノ職務  
 破産管財人ノ任期  
 破産管財人ノ解任  
 破産管財人ノ宣誓  
 破産管財人ノ責任  
 破産管財人ノ報酬  
 破産管財人ノ名簿  
 破産管財人ノ選定  
 破産管財人ノ任期  
 破産管財人ノ解任  
 破産管財人ノ宣誓  
 破産管財人ノ責任  
 破産管財人ノ報酬  
 破産管財人ノ名簿

**第四十一條** 破産裁判所ハ忌避其他其事件ニ不適當ナルノ理由アリテ名簿中ノ破産管財人ヲ選定スルコトヲ得ル

**第四十二條** 破産管財人ノ職務執行ノ不當又ハ不正ノ爲メ管財人ノ職ヲ解クトキハ破産裁判所ノ公廷ニ於テ其理由ヲ付シテ之ヲ首渡ス可シ

**第四十三條** 破産管財人ノ報酬ハ一破産手續ノ全體ニ付テカ、又は收入した價額ノ割合ニシテ之ヲ定ムル可シ

**第四十四條** 第三十六條及ハ第三十八條ノ規定ニ違フ者は、刑法第百七十九條ノ刑ニ處ス

破産管財人を選定するのを不可であるときとは、他に破産管財人を選定することができざる。併し此場合には直ちに其旨を司法大臣に上申せなければならぬ。

又前項の破産管財人も名簿中の破産管財人と同一な權利と義務を有するのである。

**第四十二條** 不當に職務を執行するか、又は不正な行爲があつた爲めに、破産管財人の職務を解くとときには、破産裁判所の公廷で以て、其理由を付して、之を首渡さなければならぬ。

**第四十三條** 破産管財人の報酬は、一破産手續の全體に付てか、又は收入した價額の割合に應じて之を定めて、破産財團から配當のある度に、歩割て以て之を支拂はなければならぬ。

**第四十四條** 第三十六條及び第三十八條の規定に違ふ者は、刑法第百七十九條の四回以上四十圓以下の罰金に處する。

注意(新刑法には本條に當る刑名がないのである。併し明治四十一年三月二十七日

第四十五條 商法  
 第三十三條ニ依リ裁  
 判所ニ於テ債務者  
 フ監視セントスル  
 トキハ其命令書ヲ  
 檢事ニ送付シ檢事  
 ハ債務者ノ住所ヲ  
 管轄スル警察官署  
 ニ命シ其處分ヲ爲  
 サシム(二十六年  
 法律第九號ヲ以テ  
 改正)

第四十八條 監守  
 フ爲ストキハ警察  
 官吏ヲシテ債務者  
 ノ住所ニ就キ其逃  
 走ヲ防シ且破産  
 主任官ノ許可ヲ得  
 タルトキノ外ニ債  
 務者ノ外人ト面接  
 若クハ通信スルヲ  
 禁セシム(同上)

第四十九條 商法  
 第三十三條第三項ニ  
 依リ債務者ヲ引致  
 スルトキハ特ニ作  
 リタル引致狀ヲ以  
 テ之ヲ執行ス但法  
 執行ノ手續ニ準ス  
 執行ノ手續ニ準ス

日法律第二十九號の刑法施行法第二十五條の三號に於て、舊刑法第九節の第七十七條乃至第八十一條は當分の内新刑法施行前と同一な效力を有すると規定してある。

**第四十五條** 破産者が逃走若しくは其財産を匿す様な虞があると認められた場合は裁判所が舊々商法破産編の第三十三條の規定に依つて破産者を監守しようとするときには檢事に其命令書を送り、檢事は又破産者の住所を管轄する處の警察署に命令して破産者の逃走又は財産を匿すことを防ぐ處分をさせなければならない。(二十六年法律第九號を以て本條改正)

**第四十八條** 破産者を監守するには、警察官吏を破産者の住所に派して、其逃走又は財産を匿すのを豫防させた上、破産主任官の許可を得たときの外は、破産者と他人との面接及び通信を禁じさせることができる。(同上改正)

**第四十九條** 破産者は、舊々商法第三十三條の第三項の規定に依つて、何時でも拘引することができるのであるが併し右の場合には、特に作つた拘引狀で之を執行し、刑事訴訟法第三章第一節に定めてある拘引狀執行の手續に依らなければならない

(同上) 第五十條 商法第  
 千四條ニ依リ裁判  
 所ニ於テ債務者ヲ  
 釋放スルトキハ決  
 定書ヲ檢事ニ送付  
 シ其執行ヲ爲サシ  
 ム

△第五十一條 商  
 法中非訟事件ニ關  
 スル裁判所管轄ハ  
 裁判所構成法ニ定  
 ムルモノノ外第二  
 百五十四條、第三  
 百七十一條、第四  
 百四十一條、第四  
 百九十九條、第五  
 百十四條、第八百  
 五十六條、第九百  
 二條ノ事件ニ付テ  
 ハ區域裁判所トシ  
 他ノ事件ニ付テハ  
 地方裁判所トス

5。(同上改正)

**第五十條** 破産管財人が破産者の財産目録に載せて、之を占有したとき、又は最早監守する必要が無くなつたときには、裁判所は舊々商法破産編の第四條の規定に依つて、破産者を釋放せなければならないので、此場合には決定書を檢事に送つて執行をさせなければならない。

△第五十一條 商法中非訟事件に關しての裁判所管轄は、裁判所構成法に定めるもの、外、第二百五十四條、第三百七十一條、第四百四十一條、第四百九十九條、第五百十四條、第八百五十六條、第九百二條の事件に付ては區域裁判所とし、其他の事件に付ては地方裁判所とする。(條例終)

●商法ニ從ヒ破産ノ宣告ヲ受ケタル者ニ關スス件

(明治二十三年十月九日法律第百一號)

朕商法ニ從ヒ破産ノ宣告ヲ受ケタル者ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム此法律ハ明治

二十四年一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

商法ニ從ヒ破産ノ宣告ヲ受ケタル者有罪破産ニ係ルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 詐欺破産ヲ爲シタル者ハ輕懲役ニ處ス
  - 二 過怠破産ヲ爲シタル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス
- (本法ハ二十三年法律第百九號ヲ以テ二十六年一月一日ヨリ施行ス)

法典叢書  
 第一卷  
 一致  
**商 法 終**

明治四十五年四月二日印刷

明治四十五年四月五日發行

商法與付

定價金參圓五拾錢



著者 矢部 俊治  
 著者 西村 富三郎  
 著者 澤野 民治  
 發行者 河野 正義  
 印刷者 福山 福太郎  
 印刷所 福山 印刷所

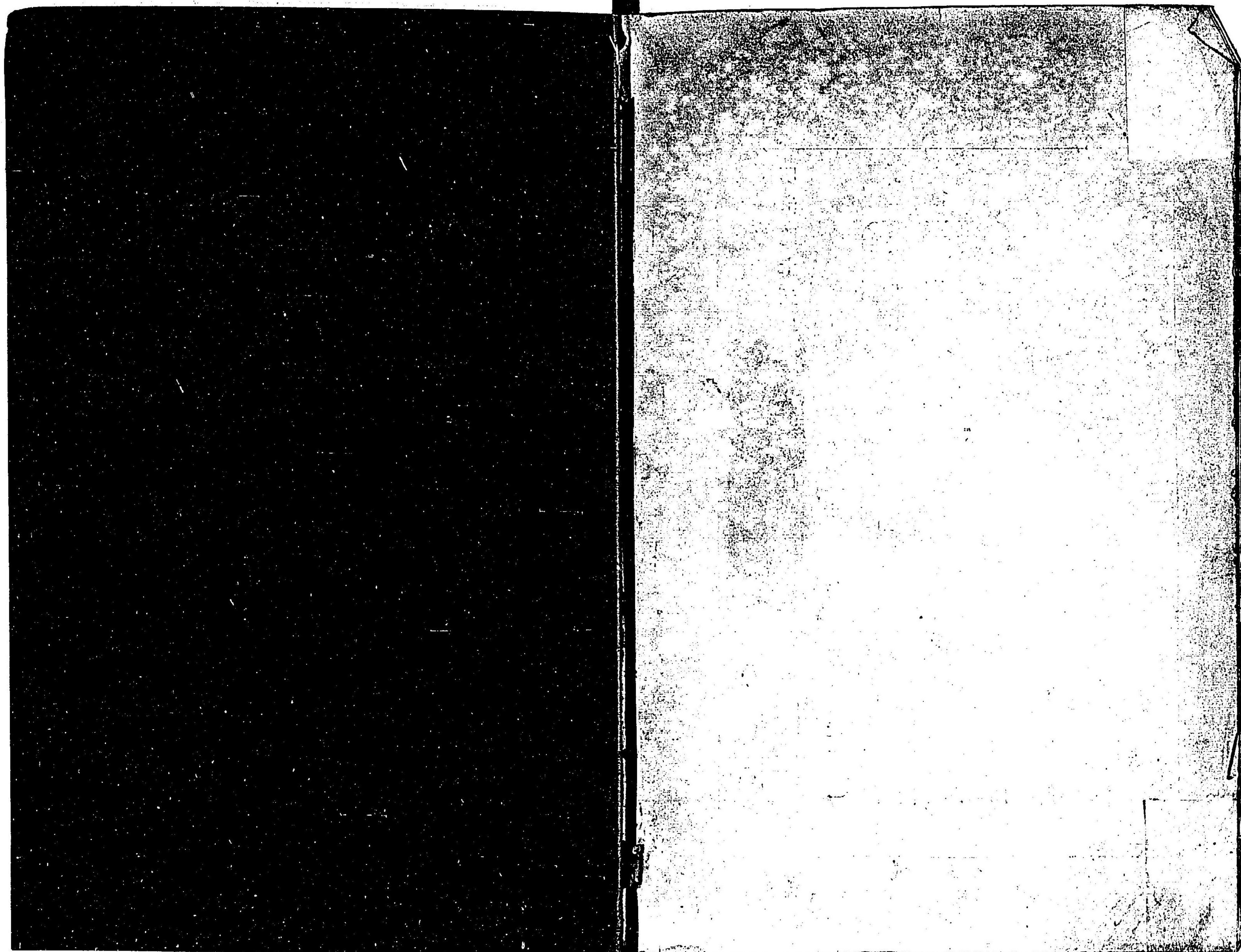
發行所

東京市神田區駿河臺袋町十六番地

東京國民書院

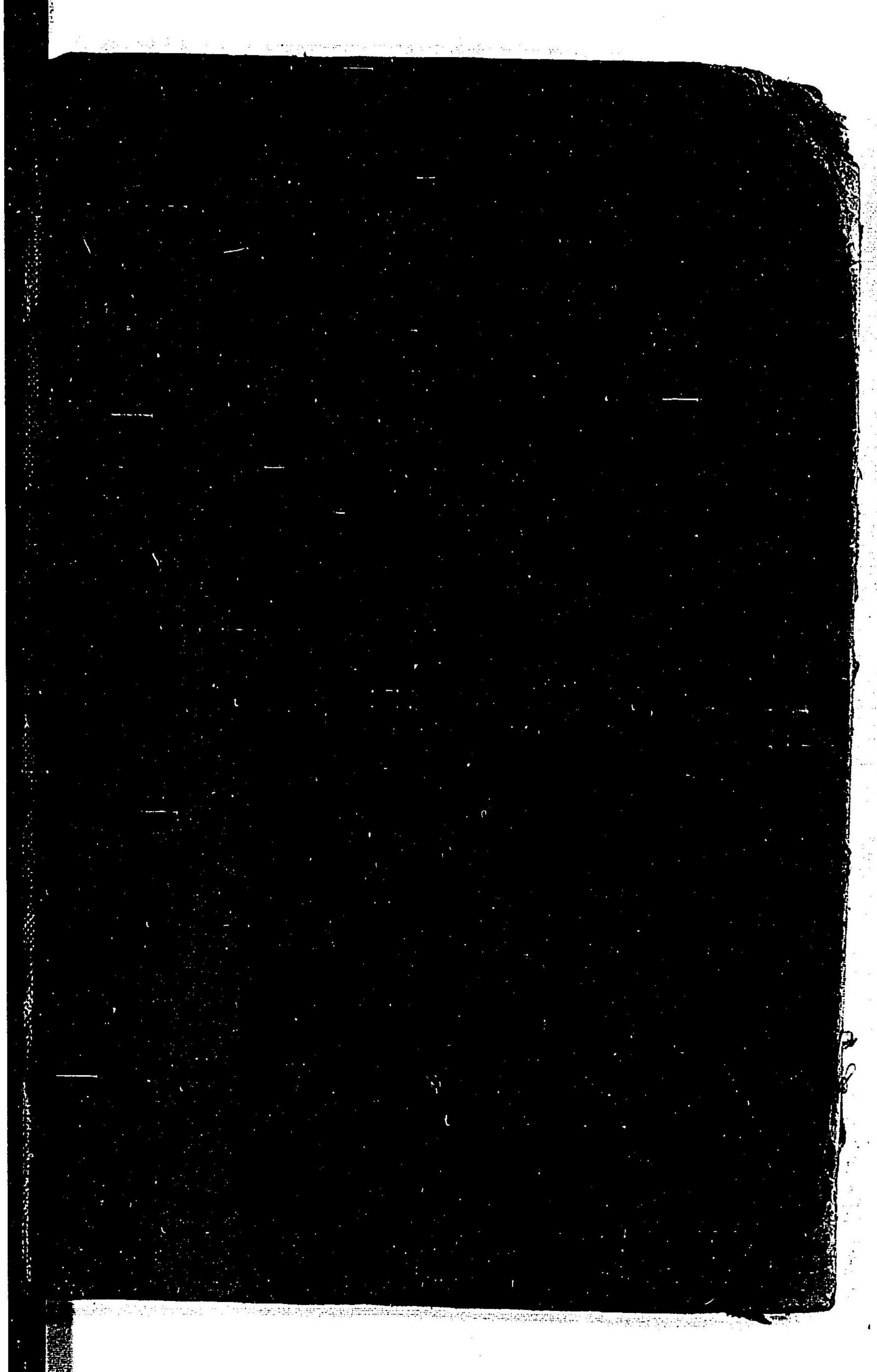
電話本局

三三三三 七〇〇〇 〇〇〇〇 七四二〇 九番番番



336  
54





336  
54

031119-002-9

336-54

法典叢書

東京国民書院

第2卷

M44, 45

BBC-0939



